



(財)財務会計基準機構会員

平成 21 年 7 月 6 日

各 位

会社名 **フタバ産業株式会社**
代表者名 取締役社長 三島 康博
コード番号 7241 東証・名証第1部
お問合せ先 常務取締役 佐々木 康夫
TEL (0564) 31-2211

答弁書と課徴金について

当社は、平成 21 年 6 月 23 日付で「証券取引等監視委員会による課徴金納付命令の勧告について」を開示しており、課徴金について審判手続開始決定通知書を金融庁長官より受領いたしておりますが、本日開催の臨時取締役会にて、同通知書に記載された金融商品取引法第 178 条第 1 項各号に掲げる事実および納付すべき課徴金の額を認める旨を決議し、直ちにその答弁書を、金融庁審判官に提出致しました。今後、当社は、金融庁からの納付命令に従い、当該課徴金を納付いたします。

納付すべき課徴金の金額 金 1,816 万 9,998 円

当社は、平成 21 年 4 月 3 日付で東京証券取引所および名古屋証券取引所に対して「改善報告書」を提出し、現在、「改善報告書」に沿って、モニタリングの強化、必須情報を適時に把握する仕組みの強化等に努めるとともに、企業風土改革の推進、コーポレート・ガバナンスおよび内部統制の強化に取り組んでおります。

当社は、この度の事態を真摯に受け止め、今後二度と同様な問題を起こさぬように、引き続き上記の改善施策に全力で取り組み、株主の皆様、市場関係者の皆様をはじめ、多くのステークホルダーの皆様からの信頼回復に努めて参る所存であります。

株主の皆様をはじめ多くの皆様に大変なご心配、ご迷惑をおかけいたしましたことあらためて深くお詫び申し上げますとともに、引き続きご支援とご理解を賜りますよう謹んでお願い申し上げます。

ご参考 ・証券取引等監視委員会ホームページ掲載事項
http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2009/2009/20090623.htm

以上